

○保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置等に関する事務取扱要領の制定について

(平成3年10月24日例規第42号)

[沿革] 平成7年12月例規第74号、17年3月第3号、令和3年1月第1号、4年9月第25号、5年3月第12号改正

別記のとおり制定し、平成3年10月29日から実施することとしたので、運用上誤りがないようされたい。

別記

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置等に関する事務取扱要領

第1 目的

この要領は、保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置等に関する事務取扱規程（平成3年10月奈良県公安委員会規程第7号。以下「規程」という。）第14条の規定に基づき、公安委員会が行う保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置等に関する事務を適正かつ迅速に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 基本方針

自動車の保管場所（以下「保管場所」という。）を確保していない自動車の保有者に対する措置等（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第8条から第10条まで及び第12条並びに第13条第2項の規定による措置等をいう。以下同じ。）の運用に当たっては、次の地域及び自動車を重点の対象とすること。

1 重点対象地域

次に掲げる事項の一に該当する場合等、道路上に駐車している自動車の存在により道路における危険が生じ、又は円滑な道路交通に支障を及ぼしている地域を重点とすること。

- (1) 違法駐車車両を直接又は間接の原因とする交通事故が多発しているような地域
- (2) 違法駐車車両が、緊急自動車の通行を妨げ、付近の住民に不安を与えた事案等が生じているような地域
- (3) 世帯数に見合った規模の駐車場が確保されていないため違法駐車車両がまん延している団地等の周辺の地域

なお、重点対象地域の選定に当たっては、住民の要望を尊重するなど、住民の共感を得るよう配慮すること。

2 重点対象自動車

次に掲げる事項の一に該当する場合等、危険性、迷惑性及び悪質性の高い自動車を重点とすること。

- (1) 幅員の狭い道路、歩道上又は道路の曲がり角等に駐車して、人や他の自動車等の通行の妨害となっている自動車
- (2) トラック及びダンプカー等車体の大きい自動車
- (3) 暴力団又は暴走族等が保有する自動車のように、自主的に当該自動車の保管場所を確保するよう促すことが困難と認められる自動車

第3 適用地域に在る自家用自動車の所有者に対する措置

1 適用規定

自家用自動車（規程第2条にいう自家用自動車。以下同じ。）で、使用の本拠の位置（以下「使用の本拠地」という。）が法附則第4項の規定により法第8条から第10条までの規定が適用される地域（以下「適用地域」という。）に在るものにあつては、法第8条から第10条までの規定による措置を一連のものとして適用すること。

2 認知した警察官等の措置

- (1) 警察官又は交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、次に掲げる場合に該当する自動車を認知したときは、警察署長（以下「署長」という。）に報告するものとする。

ア 保管場所標章が表示されていない場合（自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成2年法律第74号。以下「改正法」という。）施行後に新規登録、変更登録、移転登録又は届出の事由が生じた自動車に限る。）

イ 保管場所標章に表示されている位置と異なる地域の道路上の場所において、保管場所としての道路の使用の禁止等違反（法第11条第1項及び第2項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）となるような行為が認められる場合

ウ 陸運支局等を表示する番号標の番号の文字が他の地域を管轄する陸運支局等のものである場合に、保管場所としての道路の使用の禁止等違反となるような行為が認められるとき。

エ 同一の場所又は区域において、保管場所としての道路の使用の禁止等違反となるような行為が繰り返し認められる場合

オ 同一の場所又は区域において、放置駐車違反（道路交通法（昭和35年法律第105号）第119条の2の4第1項第1号及び第2号並びに第3項の規定に違反す

る行為をいう。)となるような行為が繰り返し認められる場合

(2) 前記(1)の場合において、警察官等は通知事案報告書(別記様式第1号)に次に掲げる捜査書類等のうち、当該事案に関して作成した書類を添付して報告するものとする。

ア 当該事案に係る現認報告書

イ 保管場所としての道路の使用の禁止等違反に係る交通切符(以下「保管場所法切符」という。)の写し

ウ 放置駐車違反に係る交通反則切符(以下「交通反則切符」という。)の写し

エ その他当該事案に係る捜査報告書等

3 署長及び本部課長等の措置

(1) 署長及び警察本部の交通取締り又は交通捜査を担当する課若しくは隊の長(以下「本部課長等」という。)は、あらかじめ所属の交通担当の幹部(警部補以上の階級にある者をいう。)のうちから通知事案報告書審査責任者(以下「審査責任者」という。)を指定しておくものとする。

(2) 審査責任者は、次に掲げる事項を審査するものとする。

ア 適用地域等に関する審査

(ア) 使用の本拠地が適用地域内であるか。

(イ) 改正法施行後において、新規登録、変更登録、移転登録又は届出の事由が生じた自動車であるか。

イ 通知の要件等に関する審査

(ア) 法第8条の通知の要件である「道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されていないおそれがある」と認められる自動車であるか。

(イ) 事実の認定に誤りはないか。

(ウ) 通知事案報告書の記載内容に不備はないか。

(3) 本部課長等は、所属の警察官等から通知事案の報告を受けたときは、審査責任者に審査させた後、通知事案を管轄する警察署の署長に対して通知事案報告書を送付するものとする。

(4) 署長は、所属の警察官等から通知事案の報告を受けたとき、又は本部課長等から通知事案報告書の送付を受けたときは、審査責任者に審査させるものとする。

(5) 保管場所に関する照会等

ア 署長は、審査の結果、通知の要件に該当すると認めるときは、自動車保管場所確保状況照会書(別記様式第2号)又は報告・資料提出要求書(規程別記様式第9号)(以下「照会書等」という。)により報告又は資料の提出を求める

とともに、保管場所を確保していない場合は、保管場所を確保した上、保管場所証明又は保管場所の変更届出の手続きを履行するよう指導するものとする。

イ 前項の照会の回答期日は、当該照会書等を交付又は郵送したときからおおむね15日以内を指定して自動車保管場所確保状況回答書（別記様式第3号）又は報告・資料提出回答書（別記様式第4号）により、回答を求めるものとする。

ウ 報告・資料提出要求書により報告又は提出を求める場合は、おおむね次に掲げるもののうちから必要なものを明示して求めるものとする。

(ア) 自動車の所有者の住所又は自動車の使用本拠地を確認するための書面

- a 住民票の写し
- b 印鑑証明書
- c 電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等

(イ) 保管場所として使用する権原を有するかどうか確認するための書面

- a 当該土地又は建物の登記事項証明書若しくは固定資産台帳等の謄（抄）本又はその写し
- b 駐車場の賃貸契約書又はその写し
- c 当該土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町村長の発行する固定資産評価額証明書、公課（公租）金証明書等

(ウ) 当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した当該保管場所の所在図

(エ) 当該保管場所並びに当該保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示した配置図（保管場所にあつてはその平面の寸法、道路にあつてはその幅員を明記すること。）

(6) 公安委員会に対する通知

署長は、指定の期日までに前記(5)の回答がなく、又は保管場所を確保する予定がないと認められる者が保有している自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当するものとして、通知書（規程別記様式第1号）を作成し、次の関係書類の全部又は一部を添付して交通規制課長に通知するものとする。

ア 自動車保管場所確保状況回答書の写し

イ 現認報告書の写し

ウ 保管場所法切符2枚目（交通事件原票）の写し

エ 交通反則切符2枚目（交通事件原票）又は交通切符2枚目（交通事件原票）の写し

オ その他通知事案の事実の証明に必要な資料

4 交通規制課長の措置

(1) 審査

交通規制課長は、署長から通知を受理したときは、当該通知に係る事案について、法第9条第1項に定める自動車の運行供用の制限（以下「運行供用制限」という。）の要件に該当するかどうか審査をするものとする。

(2) 処分事案の移送

交通規制課長は、審査の結果、運行供用制限の処分（以下「処分」という。）を行う事案（以下「処分事案」という。）に該当すると認められる場合において、当該自動車の使用の本拠地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内であるときは、当該公安委員会に対し規程第8条により処分事案を移送するものとする。この場合には、3の(6)に定める書類を添付して行うものとする。

(3) 聴聞の事前手続

交通規制課長は、審査の結果、聴聞該当事案に該当すると認めたときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会第26号）第8条の規定に基づく聴聞通知書により聴聞を受ける者（以下「被聴聞者」という。）に通知するものとする。

5 処分の執行等

(1) 行政処分決定通知書の交付

公安委員会が処分を行うことを決定した事案については、交通規制課長は、当該処分を受ける自動車の保有者（以下「被処分者」という。）に対し、行政処分決定通知書を交付するものとする。

(2) 自動車運行供用制限書等の送付

交通規制課長は、当該処分に係る自動車の使用の本拠地（保管場所証明又は保管場所の届出に係る本拠地ではなく、現在の実質上の本拠地をいう。）を管轄する署長に対し、自動車運行供用制限書（規程別記様式第2号）及び法第9条第2項に定める標章（以下「運行禁止標章」という。）を送付するものとする。

(3) 処分執行責任者の指定

署長は、あらかじめ交通担当幹部（巡査部長以上の階級にある者）のうちから運行供用制限執行責任者（以下「執行責任者」という。）を指定しておくものとする。

(4) 処分の執行

ア 自動車運行供用制限書及び運行禁止標章の送付を受けた署長は、自動車運行供用制限書交付処理簿（別記様式第5号）に登載し、執行責任者に速やかに執

行させなければならない。

イ 執行責任者は、次に掲げる事項に留意して執行すること。

(ア) 被処分者に処分に係る自動車（以下「被処分自動車」という。）を道路上の場所以外の場所に移動させること。

(イ) 被処分者に対し、自動車運行供用制限書を交付するとともに処分の理由及び解除のための手続きについて口頭で告知し、かつ、被処分自動車の前面の見やすい箇所に運行禁止標章をはり付けること。この場合において、規程第7条に規定する自動車保管場所確保申告書を被処分者にあらかじめ交付すること。

(5) 処分の執行確認

署長は、被処分者が処分を受けた後においても当該被処分自動車の保管場所の確保申告をしない場合は、執行責任者に1回以上処分の遵守状況を確認させるものとする。

(6) 処分執行結果の報告

ア 署長は、処分を執行したときは、自動車運行供用制限処分執行報告書（別記様式第6号）を作成し、交通規制課長を経て公安委員会に報告するものとする。

イ 署長は、処分を執行することができなかつたときは、当該運行供用制限書に運行禁止標章を添え、その理由及び調査の結果を交通規制課長に報告するものとする。

6 処分の解除

(1) 保管場所確保の申告の受理

ア 規程第7条に規定する自動車保管場所確保申告書による保管場所確保の申告の受理は、処分を執行した署長が受理するものとする。

イ 被処分自動車の保有者が保管場所を確保した上、処分を執行した署長以外の署長に対し、自動車保管場所証明申請又は変更届出を行った場合は、当該署長は、自動車保管場所確保申告書の提出を受け、処分を執行した署長に転送するものとする。この場合において、処分を執行した署長が他の都道府県の公安委員会に属する場合にあっては、交通規制課長を通じ、当該公安委員会に転送するものとする。

(2) 保管場所確保の確認

ア 保管場所確保の申告を受理した署長は、速やかに執行責任者に保管場所の確保状況を確認させるものとする。

イ 保管場所の確保を確認する方法は、次に掲げる要領に基づき行うこと。

(ア) 自動車の保有者が自動車保管場所証明書の交付を受け、又は保管場所に係る届出を行った上で、保管場所確保の申告を行ったときは法第6条第1項に定める保管場所標章の表示により確認する。

(イ) (ア)以外の場所は、保管場所である駐車場の賃貸契約書等保管場所を確保していることを疎明する書面を提示させることにより確認する。

(ウ) (ア)又は(イ)のいずれによっても、確認できたと認められないときは、保管場所の確保状況に関し、被処分自動車の保有者に対する質問及び現地調査等を行って確認すること。

(3) 運行禁止標章の取り除き等

執行責任者は、保管場所が確保されていることを確認したときは、確認通知書(規程別記様式第3号)を交付するとともに運行禁止標章を取り除き、その旨を署長に報告すること。

(4) 処分解除の手續終了の報告

署長は、確認通知書を交付し、運行禁止標章を取り除いて処分を解除したときは、手續終了報告書(別記様式第7号)を作成し、交通規制課長を通じて公安委員会に報告するものとする。

(5) 処分の執行記録

交通規制課長は、自動車運行供用制限処分事案管理台帳(別記様式第8号)を備え付け、処分の執行の経過を明らかにしておくものとする。

7 処分の依頼及び受理

(1) 処分の執行及び解除の依頼

規程第9条に規定する処分の執行及び処分の解除の依頼に関する事務手續は、交通規制課長が行うものとする。

(2) 処分の執行依頼の受理及び解除の通知

規程第10条に規定する処分の執行の依頼を受理した場合の執行手續及び依頼に係る被処分者が保管場所を確保していることを確認したときの解除手續は、前記5の(2)から(6)まで及び6の(2)から(5)までの規定を準用する。

第4 運送事業用自動車の保有者に対する措置

1 公安委員会に対する通知等

(1) 通知事案の認知及び報告

警察官等は、運送事業用自動車(規程第2条にいう運送事業用自動車。以下同じ。)で法第8条の規定による通知の要件に該当するものを認知したときは、第3の2に定める規定により署長に報告すること。

(2) 通知

署長及び本部課長等は警察官等から運送事業用自動車について通知事案の報告があったときは、法第8条の規定に該当するものとして、そのすべての事案について運送事業用自動車通知書（規程別記様式第6号）に第3の3の(6)に定める書類を添付して交通規制課長に送付するものとする。

2 運送事業を監督する行政庁に対する通知

(1) 通知事案上申の審査

交通規制課長は、前項の運送事業用自動車通知書を受理したときは、法第13条第2項に規定する要件に該当するかどうかを審査するものとする。

(2) 運送事業用自動車通知

交通規制課長は、審査の結果、法第13条第2項に規定する要件に該当すると認められたときは、運送事業用自動車通知書（規程別記様式第7号）により、近畿運輸局奈良県陸運支局長を経由して、近畿運輸局長に対し、通知するものとする。

(3) 運送事業用自動車通知事案の移送

交通規制課長は、運送事業用自動車通知事案に係る運送事業用自動車の使用の本拠地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内に在るものについては、運送事業用自動車通知事案移送書（規程別記様式第8号）に関係書類を添付して当該公安委員会に移送するものとする。

第5 適用地域外の地域に在る自家用自動車の保有者に対する措置

署長は、法第8条の規定による通知の要件に該当する自動車を認知（第3の2の場合をいう。）した場合において、使用の本拠地が適用地域外の地域に在る自動車については、当該自動車の保有者に対し、保管場所を確保するよう指導するものとする。

第6 報告又は資料の提出

1 交通規制課長及び署長は、保管場所確保義務（法第3条の規定による義務をいう。）の履行の確保を図るため、報告又は資料の提出要求措置（規程第14の規定による措置をいう。以下同じ。）を次に掲げることにより有効かつ適正に行うものとする。

(1) この事務取扱要領に定める保管場所を確保していないと認める自動車の保有者に対する報告又は資料提出要求措置のほか保管場所の継続的確保を図るための制度（法第4条から第7条まで並びに第13条第3項及び第4項の規定による制度をいう。）の実効性を確保するため、第3の3の(5)のウに定める資料を自動車の保有者又は駐車場管理者に対し提出を求めること。

(2) 前記(1)の運用に当たっては、適用地域及び経過措置（法附則第2項から第4項まで及び第6項並びに自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正す

る法律（平成2年法律第74号）附則第2条第4項の規定をいう。）により、保管場所の継続的確保を図るため制度の運用及び規程の運用並びに保管場所としての道路の使用の禁止等違反の指導取締りができない場合においても、活用すること。

- 2 署長は、交通規制課長と十分連携を図った上で、報告又は資料の提出要求措置を行うものとする。

第7 運用上の留意事項

- 1 自動車の区分、適用地域及び保有時期の関係

保管場所を確保していない自動車の所有者に対する措置（以下「措置」という。

）については、自家用自動車と運送事業用自動車の区分、適用地域及び保有時期により各規定の適用の仕方が異なるので、その適用に当たっては十分留意すること。

- 2 保管場所管理システムの活用、迅速な手続き

措置の運用に当たっては、保管場所管理システムによる照会の励行、各警察署相互間及び交通規制課との連携、協調を図り、事務手続きを的確、迅速かつ円滑に処理すること。

- 3 関係者等に対する協力の確保

自動車の所有者が保管場所を継続的に確保するよう、自治体、駐車場経営者等及び自動車販売関連事業所等の協力の確保に努めること。

（別記様式省略）